相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区木月住吉町一九〇七番地、最後の住所川崎市幸区小倉二丁目三〇番一三号　栗田病院内
被相続人　亡　鈴木　猛夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
川崎市川崎区東田町六番地二ミヤダイビル八階　やまもと総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　細川　宗孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県茅ヶ崎市十間坂二丁目四七二五番地、最後の住所神奈川県高座郡寒川町倉見一四〇五番地二一　被相続人　亡　山崎　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
横浜市中区北仲通四―四〇　商工中金横浜ビル四階
相続財産管理人　弁護士　武藤　一久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字羽尾一九八七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小松　洋男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
長野県千曲市大字粟佐一六〇九番地一
相続財産管理人　北澤　正啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県駒ヶ根市飯坂一丁目六番、最後の住所長野県駒ヶ根市赤穂一六七一一番地三レオパレス愛宕二一二号室
被相続人　亡　石原　康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
長野県伊那市高遠町小原六六〇番地一
相続財産管理人　湯澤　房利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市足尾町本山五二七七番地、最後の住所静岡県下田市一丁目一番二〇号
被相続人　亡　關口　史郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
静岡県下田市東本郷一丁目一番一〇号パールビル三階A号室　法テラス下田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　飯久保力也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市小柿八九四番地一、最後の住所兵庫県西宮市山口町上山口三丁目九番一九号
被相続人　亡　小西　敏秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一号
相続財産管理人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西脇市鹿野町七〇六番地、最後の住所兵庫県西脇市大野五四四番地の九
被相続人　亡　領木　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
兵庫県西脇市西脇九九〇番地西脇経済センタービル一階
相続財産管理人　弁護士　矢野　耕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市上富井一三八番地、最後の住所岡山県倉敷市西阿知町七六八番地
被相続人　亡　金谷　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
岡山県倉敷市茶屋町四〇二番地一二司法書士茶屋町法務事務所
相続財産管理人　司法書士　小林　亮治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市丸の内三番地二〇、最後の住所香川県高松市内町三番二号
被相続人　亡　池田　銈二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
香川県高松市寿町一―二―五井門高松ビル六階　滝口・上枝法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栗田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市観音寺町甲三〇九一番地二、最後の住所香川県観音寺市観音寺町甲三三〇五番地二　被相続人　亡　今西　益子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
香川県観音寺市坂本町三丁目三番二五号
相続財産管理人　司法書士　岩倉　由幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市楚辺二丁目二四一番地、最後の住所不明　被相続人　亡　岸本　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日
沖縄県那覇市松尾二丁目一七番三四号
沖縄合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿波根昌秀

第２期決算公告　平成30年３月29日

熊本県熊本市中央区紺屋今町１番５号
株式会社くまもと未来創生キャピタル
代表取締役　大谷　仁人

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,609
	固定資産	23,825
	資産合計	**73,435**
負債及び純資産の部	流動負債	14,636
	負債合計	**14,636**
	株主資本	58,798
	資本金	50,000
	利益剰余金	8,798
	その他利益剰余金	8,798
	（うち当期純利益）	(7,205)
	純資産合計	**58,798**
	負債・純資産合計	**73,435**

第５期決算公告　平成30年３月15日

香川県高松市亀井町７番地15
株式会社四国リバイタル
代表取締役　成影　善生

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,764
	固定資産	32,092
	資産合計	**76,856**
負債及び純資産の部	流動負債	20,868
	負債合計	**20,868**
	株主資本	55,987
	資本金	30,000
	利益剰余金	25,987
	その他利益剰余金	25,987
	（うち当期純利益）	(16,755)
	純資産合計	**55,987**
	負債・純資産合計	**76,856**

第５期決算公告　平成30年３月23日

三重県津市栄町二丁目380番地
株式会社三重リバイタル
代表取締役　成影　善生

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,530
	固定資産	16,553
	資産合計	**64,084**
負債及び純資産の部	流動負債	10,303
	負債合計	**10,303**
	株主資本	53,780
	資本金	20,000
	利益剰余金	33,780
	その他利益剰余金	33,780
	（うち当期純利益）	(10,976)
	純資産合計	**53,780**
	負債・純資産合計	**64,084**